墨田区のお知らせ　NO.1821

すみだ

2016年（平成28年）6/11

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容
2・3面・・・区議会議長・副議長、区議会議員選出監査委員の就任
4・5面・・・平成27年度下半期財政状況
6～8面・・・講座・教室・催し・募集

つながる墨田区

発行：墨田区（広報広聴担当）☎5608－1111代表　〒130－8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号　http://www.city.sumida.lg.jp/

“自分の意見を将来に”

「18歳選挙」が始まります

法律の改正により、選挙権年齢がこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。これにより、6月19日の後に選挙期日が公示される国政選挙から、18歳・19歳の方も「有権者」として投票できるようになりました。墨田区では、約3500人の方が新たに有権者に加わります。
[問合せ]選挙管理委員会事務局☎5608－6320

なぜ選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたの？

日本は、少子高齢化の進行により、若年者の有権者数が減少し、若い人たちの意見が政治に反映されにくい状況になっています。そこで、選挙権年齢を引き下げて、若い人たちの意見を政治により反映させるとともに、政治参加の意識を高めるというねらいがあります。

また、世界各国を見ると、選挙権年齢は18歳以上が主流で、さらに引き下げる動きもあります。今回の選挙権年齢の引き下げは、こうした各国の動向も参考にしたものです。

どんな選挙で投票できるの？

「有権者」になると、衆議院と参議院の国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県知事・市区町村長と、それらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票することができます。

▶進学や就職で引っ越したら、速やかに住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われるため、引っ越した場合は速やかに引っ越し先の自治体に住民票を移しましょう。

▶投票日当日に投票できない場合は、期日前投票ができます

投票日の前でも、指定された期日前投票所（区内では5か所）で投票することができます。

●18歳（有権者）になれば選挙運動ができます！

選挙の公示・告示が行われると、特定の候補者の当選を目的として票を得たり、得させたりするための活動「選挙運動」が行われます。選挙運動ができるのは、候補者と有権者のどちらも、候補者が選挙管理委員会に立候補の届出をしたときから投票日の前日までに限られます。

有権者（18歳以上）ができる選挙運動

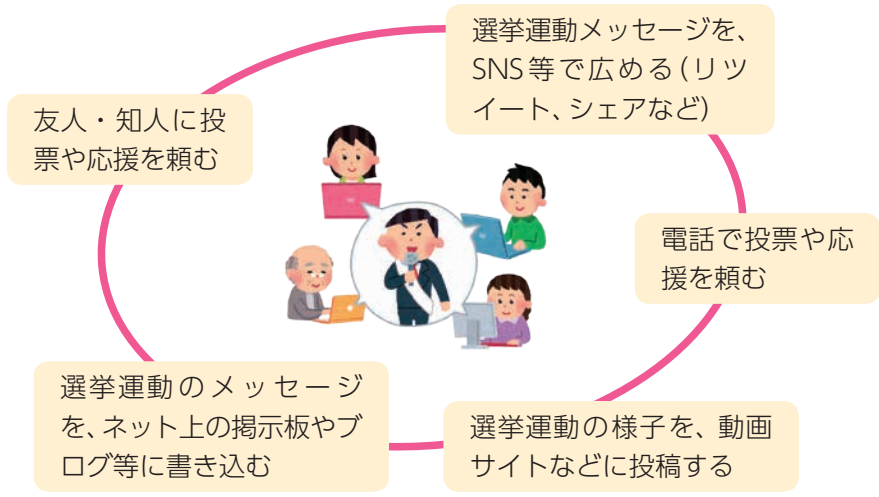

電子メールを利用しての選挙運動はできません。また、18歳未満の方は一切の選挙運動ができません。

●「18歳選挙」特設ホームページをご覧ください

「18歳選挙権」で 検索

ツイッターで「みんなの声」を見てみよう！
#18歳選挙